

別表第 1

第 1 表 (基材)

物質名	材質区分
イミド結合を主とする重合体	1
エーテル結合を主とする重合体	1
エステル結合を主とする重合体の架橋体	1
エポキシ化合物の架橋重合体	1
カーボネート結合を主とする重合体	1
シロキサン結合を主とする重合体	1
スルフィド結合を主とする重合体	1
フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	1
ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	1
イオン交換能及び吸着能のうち一又は複数を有する重合体	1 又は 3
ウレタン結合を主とする重合体	1 又は 3
エステル結合を主とする重合体	1 又は 3
アルケン類を主なモノマーとする重合体	2
共役ジエン炭化水素を主なモノマーとする重合体	2
芳香族炭化水素を主なモノマーとする重合体	2 又は 3
アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	3
アミド結合を主とする重合体 (アジリジン又は 2-エチル-2-オキサゾリンを主なモノマーとする重合体を含む。)	3
グルコース単独重合体又は化学修飾処理されたセルロース	3
酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	3
塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	4
被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	4 又は 5
備考	
<p>a 材質区分欄は、次に定めるとおりとする。</p> <p>① 「1」は、融点、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) であることを示す。</p> <p>② 「1 又は 3」は、融点、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃以上の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) は区分 1、150℃未満の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) は区分 3 であることを示す。</p> <p>③ 「2」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体 (区分 4 に該当するものを除く。) であることを示す。</p> <p>④ 「2 又は 3」は、炭化水素を主なモノマーとする重合体 (区分 4 に該当するものを除く。) であって、重合体を構成する成分に対して、アクリル酸、アクリロニトリル、N-フェニルマレイミド、無水マレイン酸及びメタクリル酸の合計が 10% 以上のものは区分 3、それ以外のものは区分 2 であることを示す。</p> <p>⑤ 「3」は、融点、ガラス転移温度又はボールプレッシャー温度が 150℃未満の重合体その他これに類するもの (区分 2 及び 4 に該当するものを除く。) であることを示す。</p> <p>⑥ 「4」は、塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体であることを示す。</p> <p>⑦ 「4 又は 5」は、被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体であることを示し、重合体を構成する成分に対して、塩化ビニリデン及び塩化ビニルの合計が 50% 以上含むものは区分 4、それ以外のものは区分 5 であることを示す。</p>	